## 第2回協議会のイメージ

令和2年9月30日

岡田卓司

- 1 協議会の在り方・・・設置要綱との関係など
- (1) 第三者を招聘する形での調査を可能にすべきではないか。

ヒアリング

- (2) 協議会の権限の明確化(水田委員ご提案)
  - ア 調査について

協議会としてアンケートを実施すること

イ 審議について

宇部市成年後見センターの位置づけ

計画の中に位置づけられるのではないか。

::計画を実施するための中核機関

センターの活動のモニタリング機能も協議会に持たせるべきではないか。

- (3) その他
- 2 計画の内容

別紙論点メモ記載のとおり。

- 第1 第1章
  - 1 計画策定の意義

利用促進法、国の計画との関係

2 計画の位置づけ

類似の計画との関係

いわゆる地域福祉計画(地域ふくしプラン)との関係をどう整理するか。 計画をどのように作るのか

3 計画の期間

地域ふくしプランは平成28年度~平成32年度

- 4 計画の策定体制と進行管理
- (1) 策定のプロセス

協議会が素案を作成

議会の承認

- (2) 計画の進行管理 (モニタリング)
  - ア 計画を直接執行するのがどこの機関になるのか

中核機関(宇部市成年後見センター)のみか、出先機関も関与するのか。

- イ 計画の執行状況をどのような指標で図るのか。
- 5 その他の項目を入れるべきか。

- 第2 第2章 成年後見制度利用に関する宇部市の現状
  - →標題を「現状と課題」とするべきではないか。 その上で「現状」と「課題」に分けてみる。
  - 1 現状
- (1) 現状の分析と評価を行う必要がある。
- (2) 現状の分析のための指標として
  - ①宇部市の高齢者人口の推移と要支援・要介護認定者
  - ②宇部市の障害者手帳等所持者数の推移
  - ③宇部市の成年後見等市長申立の実績
  - ④宇部市における成年後見利用者数等の推移
  - ⑤成年後見人等を受任可能な専門職等の状況
  - ⑥宇部市における成年後見制度に関する相談支援体制 で十分か。

#### ※水田委員から

- ⑦一人暮らし高齢者、高齢者の身の世帯の現状と今後の増加予測
- ⑧手帳を持たないが障害認定を受けているサービス利用者の数についても指標として提案があった。
  - ⑨成年後見制度に関する実態調査もこちらの項目に入れるべきと思われる
  - ⑩成年後見制度に関する相談件数の推移等
  - ①有産者と無産者の割合
  - ⑫親族後見人の数、割合
  - ③任意後見制度の利用者数
  - ⑭地域福祉権利擁護事業の利用者数と社会福祉協議会の法人後見の件数 なども付け加えるべきではないか。

### (3) 現状の評価

利用促進と言ってもニーズがあってこその利用促進である。

ニーズの有無 (潜在的なものを含む) を調査した方が良いのではないか。 現在困っているかとか。

特に、ニーズ (成年後見制度に期待するもの) については、有産者と無産者とで異なる点に留意すべきである。

#### 2 課題

# (1)位置づけ

目次案の第4章は、第2章2の「課題」に入れるべきではないか。

#### (2)課題の抽出

ア ①ニーズがあるのにそれに応えられていない、と言えるかによる。

※調査上ニーズの存在が見られないといっても法的に必要となることを市民が認識できていない可能性もあり得る((家族が事実上代行しており、そもそも何故成年後見制度が必要なのかについて認識できていない。基本的な法制度(個人主義)の認識不足がニーズの認識を妨げている可能性もある)

イ その上で、具体的な課題を抽出すべきではないか。

目次第4章の①権利擁護のための選択肢、②成年後見制度を躊躇する理由 というのはあくまで仮のものに過ぎず、具体的な課題の抽出が望まれる。

#### 第3 第3章

- 1 標題を「成年後見制度等の利用促進に向けた宇部市の取組と今後の展望」としてはどうか。
- 2 項目
- (1) 宇部市のこれまでの取組み
  - ①宇部市成年後見センターの設置
  - ②成年後見人等報酬助成制度
- (2) 本計画に基づく今後の方針
  - ア まずは本計画を貫く基本的な視点を示す必要がある。

目次案では

- ①既存の取組や姿勢を生かした「実効性」
- ②地域・福祉・医療・司法による「法福連携」での推進・実行
- ③セーフティネットとなる法定後見制度(特に後見類型)だけでなく、 意思決定の支援や早期からの支援につながる保佐・補助類型や任意後見 制度、日常生活自立支援事業の活用などまで想定

とあるが、これで十分か。

イ その上で、上記の基本的な視点を踏まえて、重点項目を挙げて、目標とこれ を達成するための具体的な施策を示すべきではないか。

#### (ア) 目次案は

- ①利用者がメリットを実感できる制度の運用
- ②地域連携ネットワークの構築
- ③制度理解と不正防止

を挙げているがこれで十分か。抽象的すぎる。

(イ) ①について言えば、有産者と無産者ではメリット・デメリットが異なる。

家族信託といったことも、有産者にはメリットとなり得ても、無産者には 当てはまらない。

むしろ、無産者は複合化した身上監護のニーズが多いと思われる。

また、高齢者と障害者でも、例えば身寄りのない認知症高齢者と家族のいる若年の障害者では成年後見制度のニーズが異なる。

→地域包括支援センターや相談支援事業所などの一次相談窓口との連携の 重要性

## (ウ) ②についても

中核機関の役割の適切な分担(司令塔機関と出先機関の役割分担・連携 地域福祉権利擁護事業からの円滑な移行

など、具体的な連携を記述する必要があるのではないか。

- (エ)人材育成も盛り込むべきではないか。
  - ウ 重点項目について

重点項目ごとに、目標と目標達成のために行う施策を記述すべきではないか。またどのような指標で目標の到達度を測るべきかも問題となる。

# 第4 別冊用語集について

作成する方向で検討してはどうか。 どのような用語を乗せるか。

以上